

○財務省告示第百六十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年四月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年五月十二日

財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十八回）
- 二 発行の根拠の法律及びその条項 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」
- 三 振替法の適用等
- 四 発行方法

五

方募

入 法 入 決 定 の

と
い
う
。
、
価
格
競
争
入
札
と
同
時
に
行
わ
れ
る
入
札
で
あ
つ
て
、
財
務
大
臣
が
各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
に
応
募
限
度
額
を
定
め
る
も
の
に
よ
る
発
行
（
以
下
「
国
債
市
場
特
別
参
加
者
・
第
I
非
価
格
競
争
入
札
発
行
」
と
い
う
。
）
及
び
価
格
競
争
入
札
の
募
入
の
決
定
を
し
た
後
に
行
わ
れ
る
入
札
で
あ
つ
て
、
財
務
大
臣
が
各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
に
応
募
限
度
額
を
定
め
る
も
の
に
よ
る
発
行
（
以
下
「
国
債
市
場
特
別
参
加
者
・
第
II
非
価
格
競
争
入
札
発
行
」
と
い
う
。
）

ハ ロ

イ 入 札 競 争 入

各
申
込
み
の
う
ち
応
募
価
格
の
高
い
も
の
か
ら
そ
の
応
募
額
を
順
次
割
り
当
て
る
。
各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り
割
り
当
て
る
。
各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
応
募
限
度
額
の
範
囲
内
に
お
い
て
各
申
込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

六

イ 発

価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入 決 定 の

額 面 金 額 で 二 兆 千 八 百 八 十 五 億

の 経 利 入 価 ・
払 過 札 格 第
込 利 発 競 II
み 子 率 行 争 非

初
期
利
子

(一) 年
○・五パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の第
式により規定する日額を第
十号の規定する日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{31}{365}$$

(二)
に発行時に、その利息
に係る所得税を、源泉徴
収し、振替口座簿中の
口座に記載し、又は記録
するに、ついで、前記の
金額より算出した金額を
金額に百分の二十を乗じ
た金額に、当該金額を
時においたて、当該国債
に、又は、外国債を發行
する者、又は、非居住者
に、又は、前記の算式に
住者、又は、前記の算式
に、又は、前記の算式に
出た金額に、当該金額を
は、外国税人が適用する
所得税の税率を乗じた金
控除することができる。
平成十二年九月二十日
期とし、次の算式により
た金額を支払う。ただし、
期が銀行休業日に当た
は、その翌営業日に支
下、次の号及び第十六号
規定する期日について同
規

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十二年四月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十七年三月二十日	利子を支払う。六月間に属する
					て、その日以前。六月間に属する
					を、その日以前。六月間に属する
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後の二期
					第二期
					以後